

諮問番号：令和4年度諮問第14号

答申番号：令和4年度答申第18号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求について、本件処分の取消しを求める部分については理由があるから、その限度で行政不服審査法（平成26年法律第68号）第46条第1項の規定により認容するが、その余の部分については同法第45条第2項の規定により棄却されるべきである、との審査庁の意見は妥当である。

### 第2 審査請求に至る経過

- 1 処分庁は、令和3年12月8日、審査請求人の父からの電動車いすに関する支給相談に基づき、審査請求人が入居している「  
」（以下「本件施設」という。）において、審査請求人及び関係者から事情を聞き取るとともに、審査請求人の生活環境を現認した。
- 2 審査請求人は、令和3年12月17日、電動車いすを申請する補装具とする補装具費（購入・借受け・修理）支給申請書及び身体状況等に係る主治医等への照会に対する同意書を処分庁に提出した（以下「本件申請」という。）。
- 3 処分庁は、令和4年1月19日、審査請求人への電動車いすの補装具費の支給が必要とは言えないと判断し、同日付け神第号却下決定通知書を審査請求人に交付した（以下「本件処分」という。）。
- 4 審査請求人は、令和4年2月28日、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

### 第3 審査関係人の主張等の要旨

#### 1 審査請求人の主張

- (1) 電動車いす支給却下について、理由として手動車いすの自立が可能であるとしているがどれくらいの距離、傾斜で可能であるのか考えられていない。実際、すぐ手が疲れてきて走行出来なくなります。また、施設の入り口の坂も上がれません。施設の人も人手が足りないと言ひ、買い物等父親が施設へ行き、対応しています。月1回[ ]病院に受診していますが、車いすを押していける人が1人しかいないので、その人が休むと、介護タクシー（往復1万円以上）でいって来てと言われました。近くの医院でも、その人が休んでいると約束していてもいってもらえず血液検査をうけられませんでした。ガイドヘルパーさんも、電動車いすがなければ行けないところがたくさんあると、実際、長田神社にも入り口まで介護タクシーで行きましたが、砂地で参殿に行けませんでした。

主治医（[ ]病院 整形外科 [ ]医師）も絶対必要であると言っています。主治医、ガイドヘルパー、父親等よく知っている人の意見を聞かず、どのようにだれの意見を聞いて判断したのか、なにも、贅沢は言っていないとおもいますが、普通に誰とでも医院に行け、ガイドヘルパーさんと行きたい所へ行きたいだけです。

- (2) 処分庁の弁明に対する反論

弁明書における「屋外においては施設職員からの支援を受けられる状況」という記載について、審査請求の理由でも述べているように、審査請求人の車いすを押せる（支援できる）人は1人しかいなく、その人がいない時（施設内）も多く、ホームの入り口の坂も上がれないので、実際、買い物、ゴミ捨て等父親が現在でも週3回行っております。

父親も、身体障害者2級で電動車いすを使用しております。審査請求人のところへ行くのも足が痛く、大変で1日仕事になり、父親は、

いつまで行けるか不安で心配しています。このような状況でもあり  
審査請求人の電動車いすは切望いたしております。

病院の予約も、その人が休みの日は変更しなければなりません。ホ  
ームの内だけでなく、ガイドヘルパーとの外出等屋外での行動も生  
活にとって重要な割合を占めていると思います。

前にものべたように、なにも、贅沢は言っていないとおもいますが、  
普通に誰とでも外出（医院等）に行け、ガイドヘルパーさんと行きた  
い所へ行きたいだけです。

## 2 審査庁の見解

本件処分の取消しを求める部分については理由があるから、その限度  
で行政不服審査法第46条第1項の規定により認容するが、その余の部分  
については同法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 第4 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第46条第1項の規  
定により本件処分を取り消し、審査請求人に対し、電動車いすに係る補  
装具費の支給を認める決定をすべきである。

### 2 審理員意見書の理由

#### (1) 電動車いすに係る補装具費の支給基準について

ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律  
（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第76条第1項は、電  
動車いすを含む補装具費の支給について「市町村は、障害者又は障  
害児の保護者から申請があった場合において、当該申請に係る障  
害者等の障害の状態からみて、当該障害者等が補装具の購入又は  
修理を必要とする者であると認めるときは、当該障害者又は障害  
児の保護者に対し、当該補装具の購入又は修理に要した費用につ  
いて、補装具費を支給する。」と規定している。

イ そして、平成30年3月23日付け障発0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による補装具費支給事務取扱指針（以下「取扱指針」という。）では、補装具費支給の目的について、身体障害者及び18歳以上の難病患者等（以下「障害者」という。）の職業その他日常生活の効率の向上を図ることを目的として、また、身体障害児及び18歳未満の難病患者等（以下、障害者と併せて「障害者等」という。）については、将来、社会人として自立自活するための素地を育成・助長すること等を目的として使用されるものであり、市町村は、補装具を必要とする障害者等に対し、補装具費の支給を行うことにあるとしたうえで、市町村は、補装具費の支給に当たり、障害者等の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとするとしている。

続いて、取扱指針は、補償具費支給の判定について、車いすの支給対象者を、原則として、学齢児以上であって、重度の下肢機能障害者等であって、電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない者、または、呼吸機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化を来す者であって、医学的所見から適応が可能な者としている。

ウ また、平成30年3月23日付け障発0323第32号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知による電動車椅子に係る補装具費支給事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）においても、基本的事項として、電動車いすに係る補装具の支給は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることから、障害者等の身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮し、その是非を判断するとしたうえで、支給対象者として、取扱指針と同様の基準が示されている。

(2) 審査請求人は支給対象者に該当するか

ア 審査請求人には、左大腿骨転子部骨折、左大腿骨頭骨折及び廃用

症候群により両下肢機能の著しい障害があることから、「重度の下肢機能障害者等」に該当すると認められる。

イ そうすると、審査請求人については、同人の身体の状態、年齢、職業、学校教育、生活環境等の諸条件を考慮して「電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない」と言える場合には、電子車いすに係る補装具費の支給対象者に該当することになるが、電動車いすに係る補装具費の支給が重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として行われるものであることからすると、「電動車いすによらなければ歩行機能を代替できない」と言えるか否かについては、日常生活のみならず、社会生活を自立して営むために電動車いすがどの程度必要な状況にあるかという観点からの検討も必要であると解される。

この点、処分庁は、「手動車いすの自走が可能であり、日常生活は概ね自立できている。また、日常生活で支障が生じる場面では、施設職員等の支援が可能である。」ことを理由に本件処分を行ったものであるところ、中・長距離や坂道の移動に支障があるか否かについては、日常生活の範囲に含まれないという理由で考慮しておらず、このことのみをもってしても、本件処分は、諸事情の考慮不十分として不当であると言わざるを得ない。

ウ そして、審査請求人の身体の状態や生活環境等は下記のとおりであり、これらの事情を考慮すると、同人は、電動車いすによらなければ、少なくとも社会生活を自立的に営むことが著しく困難であると言えるから、「電動車椅子によらなければ歩行機能を代替できない」状態にあると認められる。

#### 記

① 近距離かつ平地であれば、手動車いすにより移動することが可能であるが、中長距離や坂道（バスのタラップを含む。以下、同じ）では自走が困難であること

② 道中に中長距離や坂道がある場合には、第三者に同行してもらい手動車いすを押してもらう必要があるが、審査請求人の体重は100kgを超えるため、当該介助は、男性のヘルパーに依頼せざるを得ないこと

③ 審査請求人が入居している施設には、男性のヘルパーは1名しか在籍しておらず、同人が不在もしくは他の業務に従事している場合は、道中に中長距離や坂道がある外出することができないこと

エ 以上によれば、審査請求人は電動車いすに係る補装具費の支給対象者に該当すると認められることから、審査請求人の電動車いすに係る補装具費の支給申請を却下した本件処分は、違法である。

## 第5 調査審議の経過

令和4年12月22日 第1回審議  
令和5年1月25日 第2回審議  
令和5年2月21日 第3回審議

## 第6 審査会の判断

### 1 電動車いすに係る補装具費の支給基準

(1) 法第76条第1項は、電動車いすを含む補装具費の支給について、市町村は、障害者又は障害児の保護者から申請があった場合、当該申請に係る障害者等の障害の状態からみて必要であると認めるときは、補装具費を支給することを規定している。

(2) 取扱指針では、「第1 基本的事項」として、補装具費の支給にあたり、市町村は、障害者等の身体の状態、性別、年齢、職業、教育、生活環境等の諸条件を考慮して行うものとされており、「別表1」において、電動車いすの支給対象者を、原則として、学齢児以上であって、重度の下肢機能障害者等であって、電動車いすによらなければ歩

行機能を代替できない者、又は、呼吸器機能障害、心臓機能障害、難病等で歩行に著しい制限を受ける者又は歩行により症状の悪化をきたす者であって、医学的所見から適応が可能な者としている。

(3) また、取扱要領においても、「第1 基本的事項」として、電動車いすに係る補装具費の支給の目的は、重度の歩行困難者の自立と社会参加の促進を図ることであるとし、支給対象者として、取扱指針と同様の基準が示されている。

(4) もっとも、法において、市町村が補装具費の支給の要否を決定するについて検討すべき障害の状態や補装具の必要性の程度について何ら具体的な基準を設けていないことを考慮すると、障害者に対し補装具費を支給するか否かの判断について、市町村の合理的裁量に委ねているものと解するのが相当である。

## 2 本件処分の適法性等

(1) 本件審査請求において、審査請求人は、考慮すべき審査請求人の事情が考慮されておらず、本件処分は不当であると主張しているが、当審査会としても、処分庁において、日常生活のみならず、社会生活を自立して営むために電動車いすがどの程度必要な状況にあるかという観点の検討が必要であるところ、中長距離や坂道の移動に支障があるか否かについて考慮不尽があるため、本件処分は違法である、と判断した。理由については、第4-2(2)ア及びイ記載の審理員の意見と同旨であるから、これを引用する。

(2) また、処分庁は、「手動車いすの自走が可能であり、日常生活は概ね自立できている。また、日常生活で支障が生じる場面では、施設職員等の支援が可能である。」ことを本件処分の理由としているが、審査請求人の身体の状態や生活環境等として、①近距離かつ平地であれば、手動車いすにより移動することが可能であるが、中長距離や坂道(バスのタラップを含む。以下、同じ)では自走が困難であること、②道中に中長距離や坂道がある場合には、第三者に同行してもらい

手動車いすを押してもらう必要があるが、審査請求人の体重は100kgを超えるため、当該介助は、男性のヘルパーに依頼せざるを得ないこと及び③審査請求人が入居している施設には、男性のヘルパーは1名しか在籍しておらず、同人が不在もしくは他の業務に従事している場合は、道中に中長距離や坂道がある外出をすることができないという事実を適切に考慮したと認めることはできない。

(3) もっとも、電動車いすに係る補装具費の支給の判定にあたって処分庁に一定の合理的な裁量があると解されるため、上記①～③の事実のみをもって、本審査請求において、審査請求人に対し、電動車いすに係る補装具費の支給を認めることは適切でないと考えられる。

(4) よって、本件処分は考慮すべき審査請求人の事情を考慮していないため違法であって取り消されるべきであり、処分庁は、上記①～③の事実を十分に考慮した上で、必要に応じて調査等を行った上で、改めて判断を行うべきである。

### 3 結論

以上のことから、本件処分の取消しを求める部分については理由があるから認容し、その余の部分については棄却されるべきである。

神戸市行政不服審査会

会 長 水 谷 恭 子

委 員 興 津 征 雄

委 員 大 原 雅 之

委 員 西 上 治